

令和4年(行ケ)第7号 裁決取消請求事件

原告 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

被告 日本弁護士連合会

意見陳述書(原告酒井)

1 はじめに

意見陳述の機会を頂戴し、ありがとうございます。甲12号証で提出した私の陳述書に詳しく本件の経緯を書いていますので、重複になりますが、特に裁判所にお伝えしたいことに絞って述べたいと思います。

2 新宿事務所との取引開始の経緯

まず、私たちが司法書士法人新宿事務所との取引を開始した経緯について、裁判所に正しくご理解いただきたいと思えます。

2014年11月に法律事務所や司法書士事務所への経営コンサルティングを手掛けている船井総合研究所の出口恭平氏(現・専務取締役)から、私宛てに連絡がありました。

「新宿事務所が貸金業者から一斉に過払金請求の和解を拒否され、やむを得ず新宿事務所が全件簡易裁判所に提訴したところ、勝訴判決を取得しても全件地方裁判所に控訴され、代理権外しをされている。引き継ぐ弁護士が足りずに困っている。業界最大手のアディーレ法律事務所は、新宿事務所とライバル関係にあって引継ぎのお願いができないようなので、業界2番手であるベリーベスト法律事務所のほうで、話を聞いてもらえないか。」という旨の連絡でした。

船井総研出口氏は、船井総研で弁護士へのコンサルティングの部署を最初に立ち上げた人物であり、私とは、私が弁護士ドットコムを共同創業した2005年頃から、一緒に弁護士向けに顧客開拓のセミナーを主催したりする長年の仲で、信頼関係もあったこと、また私たちも債務整理・過払金請求案件は多数手がけており、直ちに控訴審の対応をしなければないと、依頼者が被害を受ける可能性があると考えたことから、私はすぐに出口氏の要望を聞いて、新宿事務所の阿部代表司法書士、斎藤副代表司法書士と会ったのです。

つまり、もともとは、控訴案件を、1件につき3万円の報酬を依頼者からいただいて対応するということから、新宿事務所との関係はスタートしました。なお、考えてみれば控訴は2週間以内にしないといけないので、予め司法書士と弁護士は連携していることが望ましいといえます。

東京弁護士会は私たちに対して強い予断と偏見を持っていて、「司法書士と弁護士とで違法な提携をして一緒にがぼっと取って儲けようとした」とか(これは、甲100号証の東京弁護士会非弁委員会による新宿事務所の阿部・斎藤司法書士からの事情聴取の21

頁に委員の先生のそういった会話があります)、そんな不純な動機では全くないのです。

そして、控訴案件に私たちが対応したら、貸金業者らが控訴を止めるようになったので、140万円超え案件の引継ぎを頼まれるようになったのです。そのときは、すでに2014年12月末で、私は冬休みに入ってしまったが、債務整理の部署を監督している現場の弁護士から、急ぎ引継ぎ対応しないと時効にかかる案件もあるが受任して良いかと言われ、できる限り受任して対応していこうと指示したのです。

引き直し計算データの引継ぎをお願いしたのは、それがないと改めて同じ作業を繰り返すことになり二度手間だし、時間もかかるし、場合によっては消滅時効にかけてしまうからであり、また、共同訴状の形での訴状作成までお願いしたのも、新宿事務所は人員リソースがあって、そこまでの対応が可能で一方、当事務所はそのようなリソースがなく、共同訴状の作成まで新宿事務所をお願いしないと、とても大量の案件の引継ぎを受けて事件処理できなかったからです。

決して、東京弁護士会が当初予断偏見を持っていたような、紹介料を払うために業務委託を仮装したというような話ではないのです。

新宿事務所による引き直し計算をはじめとする過払金調査業務及び共同訴状の作成業務の司法書士報酬として、以前、新宿事務所が依頼者との間で契約していた19万8000円とすることに決定しました。契約を締結したのは2015年4月ですが、このように契約の時期が遅れた理由は、とにかく引き継がないと依頼者に迷惑をかけてしまうという思いで、引継ぎを先行させつつ、19万8000円の支払が弁護士法27条・72条や職務基本規程13条に違反しないかどうかを慎重に検討していたからなのです。

3 スパイによる懲戒請求と懲戒目的での調査であったことについて

続いて、本件の最初の懲戒請求である鈴木請求の異常性と、非弁委員会による調査が懲戒目的であったことについて、述べさせていただきます。詳しくは甲13号証で提出した私の陳述書で詳細を述べましたのでお読みいただきたいのですが、鈴木希は弁護士法人アディーレ法律事務所が当事務所に送り込んだ産業スパイです。スパイであるため、鈴木は、真実を捻じ曲げて、新宿事務所への司法書士報酬の支払いを、「業務委託費だと仮装しているが実態は紹介料に他ならない」と主張しました。鈴木は、義憤にかられて違法行為を告発した公益通報者を装ったのです。これにまんまと引っかかってしまったのが、東京弁護士会です。あろうことか、綱紀委員がスパイである鈴木の一方的意見だけを根拠に、私たちが答弁書を提出する前であるにもかかわらず、私たちが新宿事務所と非弁提携をしていると情報漏洩しました。これをもとに、東京弁護士会の執行部が動き、たまたま市民相談窓口に寄せられた永吉氏の件を突破口として、私たちに非弁防止規則の要件も満たさないのに調査し、調査義務を課して金銭の流れを示す証拠を提出させ、会立件を強行したのです。2017年2月から非弁委員会による調査がなされましたが、東京弁護士会の非弁関連委員長の記事と前年の2016年12月に話したとき、東京弁護士会の執行部

によって、既に懲戒が決められており、かわいそうだが、一罰百戒であると言われてい
ますから、非弁委員会による調査は、はじめから懲戒目的であったのは明らかです。東京弁
護士会は、懲戒目的の調査ではなかったと言っていますが、事情聴取書では「綱紀に立件
するかもしれません」（甲92号証の2頁）と言っており、全く事実と反しています。

4 手続違法について

次に手続の違法について述べます。弁護士法は会員を懲戒にかけるための調査、審査は
弁護士会の綱紀委員会と懲戒委員会の専権であると明確に定めています。綱紀委員会
では会員の保護のための規則も整備されて、防禦権に配慮されていますが、他の委員会で調
査、審査したら、会員の防禦権は守れないので、懲戒事案を他の委員会で調査や審査でき
ず、少なくとも調査協力義務を課することは絶対に許されないのです。

これは弁護士法における懲戒手続の最後の拠り所です。本件はこれに違反して私たち
に調査協力義務を課して調査をしました。法で定めた綱紀とは違う別の懲戒ルートを使
って立件したのです。つまり、最後の一線を越えてしまっているのです。他にも鈴木請求
の綱紀調査に会立件をぶつけてきており、会立件によって綱紀委員会が影響を受けるの
は当たり前であることなど、許せない違法が多々ありますが、これだけは指摘しておきた
いです。

5 司法書士からの引継ぎの特殊性について

非弁提携というのは、もともといわゆる事件屋・紹介屋の事案を想定しています。典型
的なケースは、闇金まがいの紹介屋が多重債務者をさらに食い物にするために、整理屋事
務所に紹介し、整理屋は弁護士名義の受任通知を貸金業者に送って取立てを止めたら、あ
とは弁護士費用を積み立てさせるだけで何の事件処理もせず、積み立てさせた弁護士費
用を整理屋と紹介屋で山分けするというようなケースです。弁護士は名義だけ貸して事
務所にはおらず、整理屋から報酬をもらっています。当然依頼者は損害を被ります。だか
ら、非弁提携は犯罪なのです。

しかし、本件は、これを司法書士から弁護士への引継ぎ案件に適用しました。司法書士
は140万円超えの事件を取り扱ったり、簡裁で敗訴して地裁に控訴すると非弁行為に
なりますから、弁護士に引き継がないといけません。そのときに、引継ぎ前に行った事件
の報酬についてやりとりする行為を、違法な紹介料だ、非弁提携だと認定して重い処分を
課してきたわけです。非弁行為にならないように行った弁護士への引継ぎとその業務対
価の清算行為が、それも非弁提携だと言われているのです。

東京弁護士会も本件は「事件屋との提携ではない」と言っていますが、それ以上に、司
法書士との提携であるということが重要なのです。税理士や弁理士などの隣接士業と弁
護士との連携よりも、ずっと連携の必要性が高いです。弁護士同士の連携よりも、連携の
必要性が高いとすら言えます。なぜなら、司法書士はミニ弁護士であって、140万円を

超えてしまったら、事件を弁護士に引き継がないといけないからです。だからこそ、弁護士会も表向きは司法書士から弁護士への引継ぎガイドラインを作成しないといけないと公式に発表しているわけです。ですから、本来、本件は刑事罰があり、もともと事件屋を想定して規定されている弁護士法27条・72条の対象であるなどとは、そもそも考えるべきではないのです。せいぜい紹介料の授受を禁止する司法書士倫理13条3項と弁護士職務基本規程13条1項の話なのです。東京弁護士会の会立件が、弁護士職務基本規程13条1項だけに絞っているのは、この点を理解していたからだと思われます。

6 東京弁護士会のやり方は中世の魔女狩り裁判と同じであること

ところで、弁護士会は狭い世界なので、すぐうわさが広まります。私たちの業界では景品表示法に違反した弁護士法人アディーレ法律事務所とその元代表が2017年10月に東京弁護士会から業務停止処分を受けたことは有名な話なのですが、執行部の先生方が「Aの次はB、つまりアディーレの次はベリーベストだ」となどと言って、次は私たちの弁護士法人を業務停止のターゲットにして、事実上つぶそうとしていることは比較的早い段階でわかりました。前にも述べましたが、東京弁護士会の非弁関連委員長の理事の先生が「かわいそうだが一罰百戒」と私たちに告げた通りで、あらかじめ私たちを業務停止にすることは既定路線だったわけです。

東京弁護士会が私たちに下した業務停止6か月という処分は、弁護士にとって死刑宣告であると言っても過言ではないほど重い処分です。私たちは、司法書士が、弁護士同等の権限の範囲内で行った裁判所提出書類を引き継ぎ、その業務費用を支払っただけですから、これは、弁護士から業務を引き受けた場合と同じく、非弁提携でもないのですが、刑事罰のある非弁提携をしたと言われ、犯罪行為をした悪徳弁護士というレッテルを貼られたのです。私たちが支払っていたのは、新宿事務所の仕事に対する適正な対価であって、依頼者の紹介料を支払ったという事実もありません。

私たちをこんなに酷い目に遭わせておきながら、東京弁護士会の対応は上述のとおり本当にひどいものでした。繰り返しになりますが、手続の違法の点では、鈴木事件で綱紀委員会が守秘義務に違反して漏洩した証拠を使い、永吉氏は多重債務者ではないのだから非弁防止規則の要件を満たさないのに違法に調査をし、調査義務を課して得られた証拠を用いて本来は懲戒請求できないのに会立件し、鈴木事件で綱紀委員会の調査が進行しているのに重ねて会立件するなど、無数の違法がありました。実体面においても、弁護士法72条後段の周旋行為や弁護士職務基本規程13条1項の紹介行為との対価関係の存否について、「ワンセット理論」なるものを編み出して、構成要件毎に個別に解釈する基本的な手法を無視して、どんぶり勘定の解釈を行い、条解弁護士法の記述にも正面から反しています。司法書士事務所への委託料が高すぎると勝手に判断するだけで、紹介料が幾らかも認定せず、紹介料が含まれているという無理な認定をしています。また、委任契約が無償、調査無料条項があるから依頼者は無償で引き直し計算書やそのデータの引渡

しを受けられるなどと明らかに民法に違反する解釈をするなど、およそ法律家とは思えない振る舞いをしています。

こんなに違法な手続で、しかも、こんなに法律家としてはあり得ない法律解釈をして、無理矢理に私たちを処分したのは、はじめから私たちを是が非でも業務停止にするのだと決めていたからです。非弁委員会での調査、東京弁護士会の綱紀委員会、懲戒委員会、日弁連懲戒委員会と、私たちの言い分をきちんと聞いて、自らの過ちを顧みる機会が4回もあったのに、検事の起訴並みの糾問手続に終始し、全く自浄作用が機能することなく、傲慢にも明らかに誤った判断を維持し続けました。この日弁連裁決が、地裁省略の一審相当とは到底信じられません。まるで中世の魔女狩り裁判であるといっても過言ではないのです。

裁判所での手続となり、日弁連から少しはまともな反論が出てくるのかとも思っていました。私たちがこれまでにさんざん反論して、もはや論理的に破綻していることが明らかになった東京弁護士会や日弁連の議決の言い分を繰り返しているだけです。訴訟追行の態度も、我々や裁判所からの釈明にも何も答えず、逃げてばかりです。そんな適当な、薄弱な根拠で、私たちの弁護士人生を大きく狂わせる処分をしたのかと思うと、まったく何事かと怒りにふるえます。日頃、人権尊重、自由と正義を旗印にしている日弁連として恥ずかしくないのでしょうか。今からでも遅くないので、自らの過ちを素直に認めて、私たちに謝罪をしてもらいたいと強く思います。

業務停止処分を受けてから早3年半以上が経過しましたが、その影響は甚大です。まず、都市銀行からは相変わらず融資を受けられません。コロナ禍で資金繰りがひっ迫したのですが、今まで快く貸してくれた都市銀行から融資を受けられず本当に苦労しました。また顧問先を増やすべく法人営業をしても、業務停止のせいで契約を断られることもあります。広告を出稿して集客していますが、業務停止のせいで敬遠する顧客も多数いるはず。弁護士の採用も苦戦を強いられています。業務停止になったことを理由に、弁護士会のひまわり求人サイトには掲載を許可されず、東京三会の就職説明会にも参加できません。弁護士会は、自ら誤った判断で私たちを処分しておきながら、その誤った判断を理由に、更に私たちに対して不利益な取扱いをしているのです。

私たちは、このような弁護士会のひどい手続のせいで、弁護士人生を大きく狂わせられました。裁判所がまともな手続で、まともな判断をしてくれないと、私たちは救済されません。裁判所は、人権を守る最後の砦です。どうか、弁護士会の過ちを正して、私たちを救済してほしいと思います。

そして、これを機会に、弁護士会の懲戒手続が、検察官の起訴並みの糾問手続を廃止し一審省略にふさわしいように、適正に運用されるように改善されることを願ってやみません。

以上